

(印鑑登録と証明の場合の例)

見
本

委任状

年 月 日

逗子市長

委任者 住所 逗子市逗子5丁目2番16号
氏名 甲野太郎 (登録印)
生年月日 年 月 日

次の者を代理人と定め下記の権限を委任します。

代理人 住所 逗子市逗子5丁目2番16号
氏名 甲野花子
生年月日 年 月 日
記

(登録印)

印鑑登録申請に関すること。

印鑑登録廃止申請に関すること。(廃止申請の場合)

委任する事項を必ず書いてください。

注 意 事 項

1. 登録できる印鑑には、制限がありますのでお尋ねください。
2. 印鑑登録申請をする場合には、登録を受ける印鑑のほかに次のものをご持参ください。(廃止申請をする場合も同様です。)
 - (1) 代理人の本人確認書類
官公署発行の運転免許証、許可証、身分証明書であって写真のはってあるもの又は健康保険証、年金手帳など)
 - (2) 委任状
 - (3) 代理人の印鑑
3. 委任状は、必ず本人が書いてください。自筆でおねがいします。
また、委任する事項を必ず書いてください。
4. 印鑑登録申請後の流れについて
 - 印鑑登録申請者本人宛に後日照会書をお送りします。届いた照会書の回答書欄に本人が必要事項を記入し、本人の本人確認書類、登録印とともにお持ちください。回答期限は申請の翌日から30日以内です。
 - 代理人が受け取りに来る場合は、届いた照会書の回答書欄、代理権授与通知書欄等の必要事項を記入し、登録者本人の本人確認書類、登録印、代理人の官公署発行の運転免許証などの本人確認書類及び代理人の印鑑をお持ちください。

※ ご不明な点はお問い合わせください。

(注)・委任状の偽装または偽装した委任状の行使は、刑法第159条、同法第161条により罰せられます。
・委任内容に疑義があるときは、委任者に確認の電話連絡をする場合があります。

逗子市戸籍住民課住民登録係 電話046-873-1111 内線291